

四日市市告示第192号

四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年4月15日

四日市市長 田中俊行

四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱（四日市市告示第106号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>四日市市観光・シティプロモーションに関する総合戦略会議設置要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 四日市市の観光資源の魅力の再発見、観光情報発信の強化及び市民総ぐるみでの来訪者へのおもてなしの向上等を目指し、四日市市の観光施策等の推進に関する条例の制定等を検討するため、<u>四日市市観光・シティプロモーションに関する総合戦略会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>（<u>会議</u>の事務）</p> <p>第2条 <u>会議</u>は、観光施策等の推進に関する事項について、検討する。</p>	<p><u>四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会設置要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 四日市市の観光資源の魅力の再発見、観光情報発信の強化及び市民総ぐるみでの来訪者へのおもてなしの向上等を目指し、四日市市の観光施策等の推進に関する条例の制定等を検討するため、<u>四日市市の観光施策等の推進に関する条例策定等検討委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p>（<u>委員会</u>の事務）</p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、観光施策等の推進に関する事項について、検討する。</p>

<p>( <u>会議</u>の委員及び組織 )</p> <p>第 3 条 <u>会議</u>の委員は、観光等に関し優れた見識を有し、公正な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員 9 人以内で構成する。</p>	<p>( <u>委員会</u>の委員及び組織 )</p> <p>第 3 条 <u>委員会</u>の委員は、観光等に関し優れた見識を有し、公正な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、委員 9 人以内で構成する。</p>
<p>( <u>会長</u> )</p> <p>第 4 条 <u>会議</u>に<u>会長</u>を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 <u>会長</u>は、会務を総括し、<u>会議</u>を代表する。</p> <p>3 <u>会長</u>に事故等があるときは、<u>会長</u>があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>	<p>( <u>委員長</u> )</p> <p>第 4 条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、会務を総括し、<u>委員会</u>を代表する。</p> <p>3 <u>委員長</u>に事故等があるときは、<u>委員長</u>があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>
<p>( <u>会議</u> )</p> <p>第 5 条 <u>会議</u>は、必要に応じて<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。</p>	<p>( <u>委員会の会議</u> )</p> <p>第 5 条 <u>委員会</u>は、必要に応じて<u>委員長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。</p>
<p>( <u>ワーキンググループ</u>の設置 )</p> <p>第 6 条 <u>会長</u>は必要に応じ、<u>ワーキンググループ</u>を設置することができる。</p> <p>2 <u>ワーキンググループ</u>では、次に定める事項について検討する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>会長</u>が必要と認める事項</p>	<p>( <u>ワーキンググループ</u>の設置 )</p> <p>第 6 条 <u>委員長</u>は必要に応じ、<u>ワーキンググループ</u>を設置することができる。</p> <p>2 <u>ワーキンググループ</u>では、次に定める事項について検討する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>委員長</u>が必要と認める事項</p>

<p>3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 <u>会議</u>の事務局は、商工農水部観光推進課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、<u>会長</u>が<u>会議</u>に諮って定める。</p>	<p>3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>の事務局は、商工農水部観光推進課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が<u>委員会</u>に諮って定める。</p>
---	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部観光推進課)